

20 パートの雇用保険

Q パートでも雇用保険に加入できるか

A 週所定労働時間が20時間以上であれば被保険者となる

法律のポイント⇒

要件を満たす場合、パートであっても被保険者となり（事業主が加入
手続をする）、失業した場合には基本手当が受給できる。

解説

パートの要件

次の要件を満たす者は、年齢と週所定労働時間に応じて下表のと
おりの被保険者区分となる。

- (1) 週所定労働時間が20時間以上であること
- (2) 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
- (3) 年収が90万円以上であると見込まれること

なお、被保険者とならないのは5人未満の農林水産の個人事業所に
雇用される者のほか、65歳以上で新たに雇用される者、週
所定労働時間が20時間未満の短時間就労者、4か月以内の季節
的事業に雇用される者などである。

被保険者区分

週所定 労働時間	年 齢	
	65歳未満	65歳以上(注)
30時間以上	一般被保険者	高年齢継続被保険者
30時間未満	短時間被保険者	高年齢短時間被保険者

(注) 65歳に達する前から同一の事業主に雇用されていた者に限る

受給資格

一般被保険者（週所定労働時間が30時間以上）の場合、離職の
日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヶ月以上あること。

短時間被保険者（週所定労働時間が20時間以上30時間未満）は、
離職の日以前2年間に賃金支払い基礎日数11日以上が12ヶ月
以上必要。

遡及加入と手 続拒否

加入していなかった時は、手続きをとった日から2年間の遡及
加入ができる。（会社が手続きを拒否した時は、自分で最寄りの公
共職業安定所（ハローワーク）に事情を申し出て自分で手続きを
することもできる）

**基本手当の
受給手続等**

基本手当を受給するには公共職業安定所に離職票を提出し求職の申込をしなければならない。これにより受給資格が決定され、受給資格者証が交付される。受給資格者証には、支給される基本手当の日額、所定給付日数、失業の認定日などが記されている。失業の認定は原則として4週間に1回ずつ行われ、その期間について基本手当が受給できる。

**退職事由による
給付の制限**

給付に当たっては、受給資格決定の日から7日の待期期間が設けられ、自己都合退職等の場合は、その理由に応じて1～3ヶ月の給付制限が行われる。しかし、親の病気看護、転勤による別居困難等、その退職が真にやむを得ないものである事が客観的に認められる場合は会社都合退職と同様に扱われるので、離職表に記載がない時は職安に申し入れる事が重要。

**基本手当の
所定給付日数**

(1) 短時間労働被保険者以外の被保険者に係る所定給付日数

年 齢		算定基礎期間	1年間 未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		30歳未満	90日	90日	90日	180日	-
30歳以上45歳未満	90日	180日		210日	210日		
45歳以上60歳未満	180日	210日		240日	300日		
60歳以上65歳未満	240日	300日		300日	300日		
難就 職者 困	45歳未満	240日					
	45歳以上65歳未満	300日					

(2) 短時間労働被保険者に係る所定給付日数

年 齢		算定基礎期間	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		30歳未満	90日	90日	180日	-
30歳以上60歳未満	90日	180日	180日	210日		
60歳以上65歳未満	210日	210日	210日	210日		
難就 職者 困	30歳未満	180日			-	
	30歳以上65歳未満	210日				